

第 1 部 総論

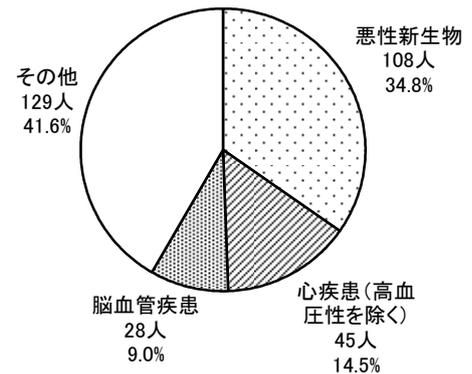
第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景

我が国においては、生活環境や食生活の改善、医学医療等の進歩、さらには国民の健康意識の高さなどから、世界有数の長寿国となっています。

しかし、一方では自動車や家電製品の普及、食事を中心とした生活スタイルの欧米化等により、伝統的な生活習慣が変化し、がんや心疾患、脳血管疾患、糖尿病などの生活習慣病に罹患する人が増えています。

和光市の主な死因
(平成17年)



資料：埼玉県「保健統計年報」

(1) 国の動向

このような状況下、国は平成12年3月に、すべての国民が健やかで心豊かに生活できる社会とするために、国民が主体的に取り組める国民健康づくり運動として「健康日本21」を策定し、「壮年期死亡の減少」と「健康寿命の延伸」を目指した取組をスタートさせました。また、平成14年8月には健康増進法が公布され、「健康日本21」を中核とする国民の健康づくり・疾病予防をさらに積極的に推進するための法的基盤が整備されました。

「健康日本21」に関しては、平成19年4月に中間評価報告がなされ、虚血性心疾患や脳卒中の死亡率で改善傾向がみられるものの、男性の肥満や日常生活における歩数などについては必ずしも改善されておらず、生活習慣病対策の一層の充実が求められているとの指摘がなされています。

また、平成17年4月には、日本内科学会など8学会より「メタボリックシンドローム(内臓脂肪症候群)」の日本人向け診断基準が示されるとともに、同年9月には国から「今後の生活習慣病対策の推進について(中間とりまとめ)」が報告され、従来の全住民を対象としたポピュレーションアプローチとしての生活習慣病対策に加え、メタボリックシンドローム該当者やその予備群を対象としたハイリスクアプローチの徹底が提言されました。

これを受け、今回の医療制度改革の一環として、各医療保険者に対して40歳以上74歳以下の加入者を対象にした特定健康診査・保健指導の実施が平成20年度から義務化されています。

(2) 県の動向

埼玉県においては、平成13年に、県民・民間・団体・企業・行政が一体となって行う健康づくりの取組である「すこやか彩の国21プラン」（計画期間2001年～2010年）を、平成17年にはその見直し・強化を図った「すこやか彩の国21プラン2006～2010年版～ヘルシー・フロンティア埼玉行動計画～」を策定しています。この中で、前半5年間の取組の評価を行い、あわせて、食育の推進、介護予防や生活習慣病対策の強化など、社会情勢の変化に対応し、さらに目標達成に向けた取組を強化することとしています。

なお、その後このプランには、「生活習慣病の予防」「健康増進法の新たな健康増進事業」（目標2012年度）が追加されています（平成20年2月）。

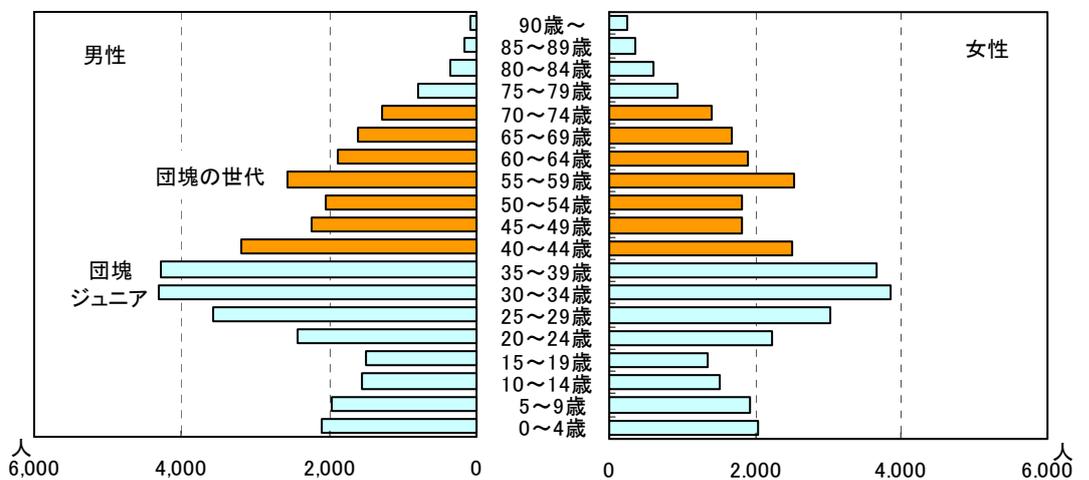
(3) 和光市の動向と取組

和光市は高齢化率が全国的にも非常に低く、20～30歳代の割合が高いことが特徴の一つとしてあげられます。しかし、今後5、6年の間に、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）が高齢者となるとともに、いわゆる団塊ジュニア（昭和46年～49年生まれ）が一斉に40歳代になります（下図参照）。また、本市には、他県から移り住んだ方が多く、地域とのつながりが比較的薄い市民が今後も増加するものと見込まれます。

こうしたことから、今後は、生活習慣病の一次予防に重点を置いた中長期的な健康づくりに、市民・地域・企業・行政が一体となって取り組むことが求められています。

このような状況を踏まえ、和光市においても市民の生涯にわたる健康づくりを支援するため、本計画を策定するものです。

和光市の人口ピラミッド



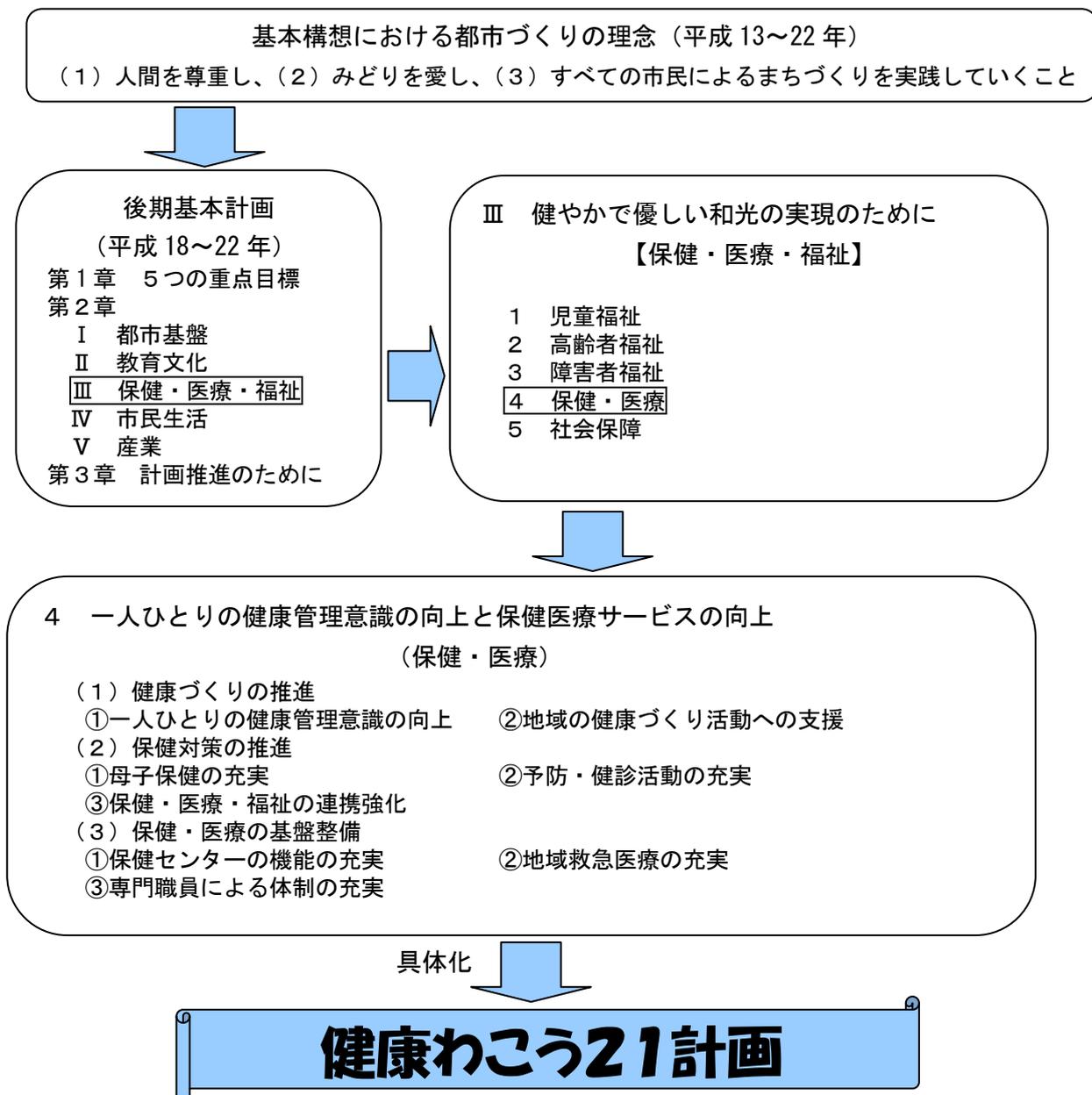
資料：和光市「住民基本台帳」（平成19年3月31日時点）

2 計画の位置づけ

本計画は、「第三次和光市総合振興計画 後期基本計画」の部門計画であり、5つの重点目標のうちの「保健・医療・福祉」を具体化したもので、国の「健康日本21」の地方計画と位置づけられるものです。

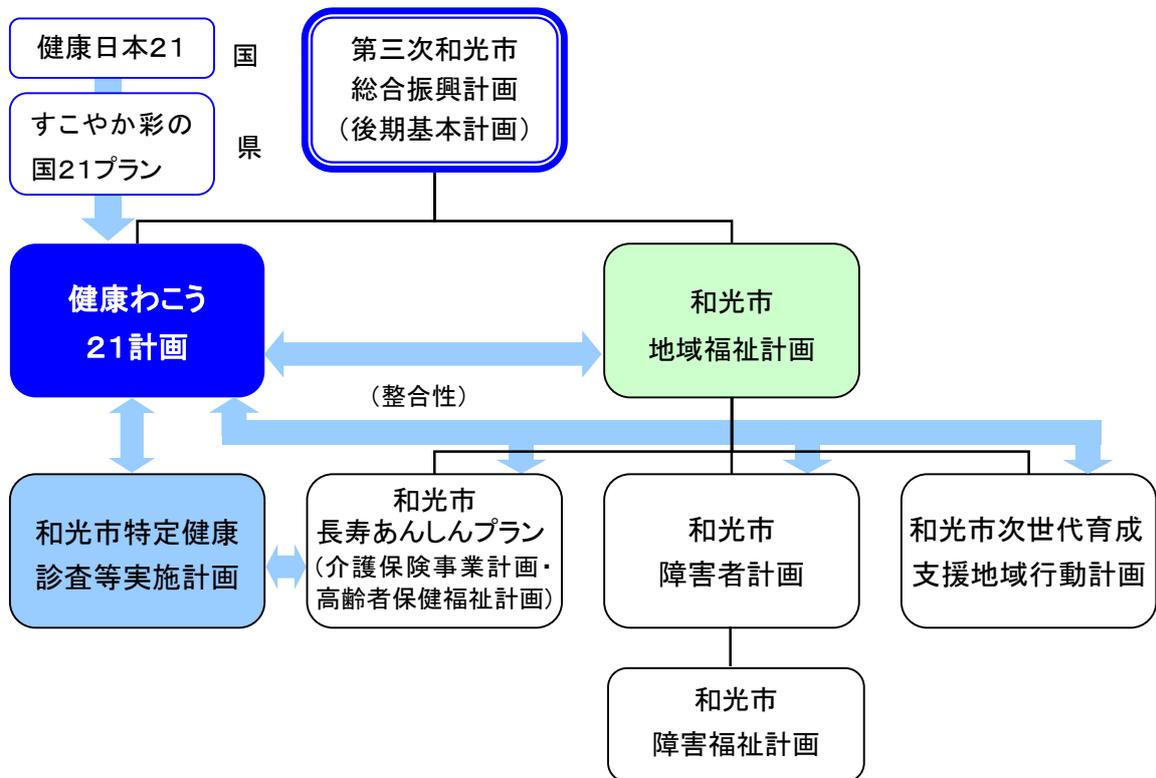
また、和光市における地域福祉の推進に関する総合的な計画である「和光市地域福祉計画」や高齢者の介護や福祉に関する「和光市長寿あんしんプラン（介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画）」、さらには国民健康保険の「特定健康診査等実施計画」などの保健福祉分野における諸計画との整合性を保ちつつも、保健分野全般を網羅した性格をもつ計画となります。

「第三次和光市総合振興計画後期基本計画」と「健康わこう21計画」



第1部 総論

「健康わこう21計画」と他の計画との関係



3 計画の名称及び期間

(1) 名称

この計画の名称は、「健康わこう21計画」とします。

(2) 期間

この計画は、平成20年度から平成29年度までの10年間を計画期間とし、平成24年度に中間評価を行い、計画の見直しを実施します。

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	
行政	策定	健康わこう21計画										
						見直し						
医療保険者	策定	特定健康診査等実施計画						特定健康診査等実施計画				

4 計画策定に向けた取組

(1) 委員会の設置

本計画の策定にあたっては、保健医療の専門家を含めた幅広い市民の意見を反映するため、「和光市健康増進計画策定委員会」を設置し、計画策定に向けて審議・検討を行いました。

策定委員会は、学識経験者、地域代表、公募委員からなり、主に計画内容の妥当性、その実現可能性の観点から審議を行いました。

(2) 生活習慣実態調査の実施

既存の資料では市民の健康課題を把握することが困難であるため、成人男女に対して生活習慣実態調査を実施しました。

この調査は、集団として分析することによって全体の生活習慣の傾向を分析できることは当然ですが、調査自体を記名式で実施し、個々の回答者に生活習慣（健診結果を含む。）についての詳細な分析と健康改善効果からみたアドバイスをお送りしているため、回答者の生活習慣改善のための動機付けが期待できる調査となっています。計画策定段階から市民の健康づくりに対する意識向上に役立つものといえます。

(3) 高齢者生活機能調査の実施

今回の計画策定では、特に高齢者の健康状況を生活機能の面から把握するため、高齢者の生活機能調査を実施しています。

この調査は、いわゆる介護予防事業における生活機能評価のための調査であり、直接疾病リスクを把握するものではありませんが、どういう生活機能が低下しているかなどがわかり、特に高齢者の健康づくりの基礎資料として有効に活用できるものです。

なお、この調査も記名式で実施しており、回答者には回答内容を踏まえた生活機能の維持・向上のためのアドバイスが送られるため、やはり市民の健康意識の向上に資するものとなっています。

(4) ワークショップの実施

今回の計画策定では、以上のような取組のほか、市民の健康づくりに関して、市民、行政、事業者等においてどのような問題点、課題があるかを明らかにし、そうした課題に対してどのような解決策があるか、具体的に提言するため、ワークショップを開催しました。実施にあたっては、地域包括支援センターを核にし

て職員や保健師が中心になってあたりました。

(5) 国保ヘルスアップ事業の実施

今回の計画策定と平行して、和光市国民健康保険において、平成20年度から始まるメタボリックシンドロームの概念を取り入れた特定保健指導のモデル事業として、国保ヘルスアップ事業を実施しています。

このヘルスアップ事業では、腹囲や血液検査結果から対象者を階層化し、保健指導の必要度に応じて「積極的支援」「動機付け支援」に該当する方を高血圧や糖尿病の軽度者を含めて保健指導しています。

「積極的支援」においては、初回面接の後、3～6か月の継続的支援を実施して6か月後に評価、さらに「動機付け支援」については、初回面接の後に6か月後の評価を実施しています。